

第36回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和5年6月6日(火)午後1時30分より、第36回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
14番 山本 晃一郎			

(欠席委員)

13番 水主 哲寛

(農地利用最適化推進委員)

水谷 修

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、村田推進委員、江口推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 3 6 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、山本委員、多田委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、徳田委員、多羅尾委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは「第 1 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、農地中間管理事業ではない利用権の設定で、期間は令和 8 年 3 月 3 1 日までの約 3 年間となります。備考欄は、手続きの関係で新規扱いとなっておりますが、平成 2 6 年 4 月の初回から数えて 4 回目の同一人への利用権設定となります。</p> <p>なお、農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、多羅尾委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多羅尾委員	<p>報告します。去る 5 月 2 5 日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の小倉町 の利用状況につきましては、現況は田で、きれいに耕</p>

	<p>起されており、畦の草もきれいに管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第2号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたしますが、本議案については前回の定例総会において、継続審議としたものでございます。</p> <p>本日も宇治市の説明員の方に来ていただいておりますので、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">= 宇治市説明員、入室 =</p> <p>さて、前回の定例総会において、委員から要求のありました資料については、宇治市で作成いただき、議案書と一緒に事前送付させていただいております。</p> <p>併せて、未定稿ではありますが、前回の議事録につきましても、参考にさせていただくため同封させていただいております。</p> <p>前回の全員協議会でも確認をさせていただきましたが、農業委員会意見の回答期限が7月12日とされておりますので、今後、定例総会で審議いただく機会は、本日で7月5日の2回を予定しており、意見の取りまとめに向けましては、拡大農政部会を開催し、協議を行う予定としております。</p> <p>なお、定例総会の場に宇治市の方に出席いただくのは、基本的には本日が最後と考えておりますので、その点も踏まえて、審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、宇治市から資料の説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>齊藤課長</p>	<p>事前に配布させていただいております資料について、説明させていただきます。</p>

前回、この場で意見照会に係る説明をさせていただきましたが、その際、資料について3点ご指摘があったものと考えております。

(1) 当該地区の用排水の計画がわかる資料について

(2) どのような農業振興施策を図っていくのか

(3) 巨椋池の区域内で他市町での開発計画について

ございました。

それぞれの資料について説明いたします。

まず、当該地区の用排水の計画についてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

こちらは現状の用排水のイメージ図でございます。赤のラインは用水路、青の線は排水路となっております。今回の安田町エリアは、用水について大きく2つのエリアに分かれます。

まず今回のものづくりエリアの大部分を含みます北側のエリア、赤く着色しているエリアについては、右上の方に「宇治川から取水・圧送」と記載しており、宇治川の水を東から西へ引いており、エリアの最西端で南北に分岐し、赤いエリアへ水を行き渡らしており、ここで使われた水につきましては主排6号と呼ばれる排水路で東に排出しております。

一方で、黄色く塗られた南側のエリアにつきましては、南西に井戸がございます。この井戸から国道24号の東側まで水を引き、排水は国道東側の三角地に沿って南東、その後、主排5号により東へ排出しております。

2ページをご覧ください。

こちらは、ものづくりエリアが施工された後のイメージ図でございます。

まず北側のエリアについては、現状と同様に宇治川から取水した水を、開発エリアを通じてその先の農地に行き渡らせる計画としております。排水につきましては、現在と同様に北の主排6号にて排出する計画です。

この時点では南側の物流エリアが農地として残ることとなりますが、南西にございます井戸をそのまま生かして、エリア内に水を供給する計画としていたるところでございます。

3ページをご覧ください。

物流エリアも含め、すべての事業区域が施行された後の用排水イメージ図となります。

北側のエリアはすでに施工済ですので、2ページ目と変更ございません。

南側のエリアにつきましては、南西の井戸は残置いたしますが、この井戸から

供給する農地はございませんので、用水路はすべて取り除く形となります。

今回の安田町の開発に伴いますそれぞれの時点での用排水の計画のイメージ図について説明申し上げました。この内容で巨椋池土地改良区と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に農業振興施策についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

この資料につきましては、4月28日開催の前回もご提示させていただいた資料でございます。本市は令和4年度から「宇治市の農業を支える5つの柱」に従って農業振興施策に取り組んでいることを示したものととなります。

それぞれの新規・拡充事業につきまして、個別に説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。

「働きやすい農業支援事業費」という新規事業でございますが、こちらは、経営規模の拡大など従業員を雇用しようとする場合に、就労を希望される方がいても、トイレや休憩所、更衣室が無いことにより、就労をためらわれるケースがあると農業者の皆さんからのお声をお聞きしたところでございます。そこで今年度から、トイレ等の設置費用の一部を市として助成することで労働環境の整備を図り、規模拡大等を進める一助となるよう事業化を図ったものです。

6ページをご覧ください。

農業委員会事務局と共同作業が必要となりますが、今年度と来年度の2か年で、農地ごとの将来の利用者を特定した目標地図を柱とする地域計画を策定することとしております。現在、京都府や農業委員会事務局とも調整しているところでございます。

現在の京力農場プラン策定の際にも、農業委員、推進委員の皆様にはいろいろとご意見をいただいたところではございますが、地域計画策定にあたりましてもご協力いただくことがあろうかと思っております。よろしく願いいたします。

7ページをご覧ください。

「農業用施設等導入チャレンジ事業費」でございます。

令和4年度よりパイプハウスの設置について国府補助金に上乗せする形で市の助成をおこなっておりますが、リース契約にてパイプハウスを設置しているものにつきましても、今年度より対象を拡充し、より使いやすい形に事業を見直し

たところでございます。

こちらにつきましても、農業者の皆さんからのご意見やＪＡからのご意見を伺う中で、見直しを図ったものでございます。

加えまして、主に畑地化する際など新規水源を確保する必要がある場合の井戸の掘削費用につきましても、昨年度から予算化しているところでございます。

８ページをご覧ください。

「良質米生産奨励支援事業費」でございます。

やましろ産米は米の食味ランキングで特Ａランクを令和３年度に初めて取得され、昨年度も２年連続、しかも近畿圏内では唯一となる特Ａを獲得されたところでございます。ＪＡ京都やましろにおかれましては、今後も継続して特Ａランクを取得できますよう生産者への支援等を強化されたいとお聞きしており、その取り組みを市としても支援してまいりたいと考え、市内のＪＡに出荷されました米３０ｋｇ、１袋あたり５００円の支援を行ってまいります。

その他にも、田植えの時期にかなり影響すると聞いておりますジャンボタニシ対策への助成や、宇治市産米のＰＲをＪＡとともに行ってまいります。

９ページをご覧ください。

「京都フードテック構想連携促進事業費」でございます。

現在、京都府において、中食等加工食品の研究開発拠点を、京都府南部総合地方卸売市場に整備するよう予定されています。この研究開発拠点が整備された際に、宇治市の農業者の皆さんが積極的に活用することができますよう、大学等異業種との研修会を実施してまいりたいと考えております。

１０ページをご覧ください。

「高品質茶ブランド力強化事業費」の中で、お茶に関わる新規拡充事業といたしまして、従来から行っております茶園の新規造成及び優良品種への新植・改植への支援策に、新たに「宇治種をはじめとした品評会上位種を新植・改植した場合」の補助率をアップすることにより、継続的に全国・関西の茶品評会における上位入賞できる環境支援に取り組んでいきます。

また、宇治茶の伝統のひとつである手摘み茶の支援を強化してまいります。

１１ページをご覧ください。

「市内産宇治茶ＰＲ事業費」を新規事業として立ち上げております。

イベント等で照会できる写真・動画を作成し、宇治茶の魅力をさらに広く情報発信してまいります。

	<p>これらの支援策が農業者のみなさんに広くご利用いただけるよう、助成制度にかかる説明会の開催を準備しているところです。</p> <p>これらの新規・拡充の事業を中心に宇治市の農業を支えてまいりたいと考えておりますが、より活用していただくことができるよう、農業者の皆さんの声を取り入れ、施策の充実を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。</p> <p>最後に、巨椋池の区域内で他市町での開発計画について説明させていただきます。</p> <p>巨椋池干拓田における他市町の開発計画といたしまして、京都市と久御山町のホームページを印刷したものを参考資料として配布させていただいております。</p> <p>京都市につきましては、向島国道1号エリアに約43haの開発を計画されており、久御山町では新市街地「みなくるタウン」として約41haの開発を計画されているようです。</p> <p>以上、前回の質疑を踏まえました資料の説明でございます。 よろしく願いいたします。</p>
議長	宇治市から説明いただきました件につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
小島委員	ものづくりエリアの中で、建物を建てられるかと思いますが、高さ等を教えていただけますか。
中本課長	現在地区計画で一定の高さを決めようとしているところでして、20mの予定になっております。
小島委員	北側は水田になると思いますが、20mとなると日当たり等は大丈夫でしょうか。私も米は大分作りましたが、やはり日当たりは稲作に影響がありますので、心配しております。
藤井副部長	季節によって変わってはきますが、日陰は1年中できるものですので、建築の検討をされる中でしっかりと関係者に説明し、管理者が配慮すべきと認識しております。
小島委員	20mというとかかなり高い建物になりますので、稲作にとってダメージがない

	<p>ように考えてもらいたいなと思います。</p>
議長	<p>ものづくりエリアで20mも要るんでしょうか。5階くらいの高さですか。</p>
米田部長	<p>マンションで例えると確かに5階程度になりますが、ものづくりエリアの企業さんからすると、あまり高く積むと作業の効率が悪くなります。フェニックスパークの例を見てみると、大体10mちょっと、2階建てくらいの高さだと効率が良いと言われておりますので、そこまで高い建物の建築をご希望される企業さんは少ないのかなと思っています。</p> <p>それから、資料の2ページで網掛けになっている北側のところには、市で管理する公園を配置する予定です。極力建物と農地が近づかないよう、配慮させていただいております。</p>
中林委員	<p>狭い排水路を既存のまま使うんですよね。田んぼなら大雨が降ったときに貯水池みたいになってくれるんですが、もし降水量が多かったときに公園が貯水しない分、溜まる雨水が多くて周りの田が迷惑しないでしょうか。それから川に流れるときは、最終的にどの川に流れるのでしょうか。それによって、巨椋池の真ん中を通る水路なら溢れたときに被害が変わってきますし、どう流れるのか、水路のことをもうちょっと考えてもらわないといけないのではと思います。</p>
中本課長	<p>現在計画しておりますのは、公園に貯留槽を設けまして、そこから流していくという考え方になります。その後に流れる水路の幅員が狭いところも考慮しながら、ご心配されているようなことが起こらないよう、関係機関と協議をしっかりと進めさせていただきたいと思っております。</p>
水谷推進委員	<p>巨椋池は、宇治川の水位が上がったときは排水を止めて、全体が一旦、貯留槽、ピークカットの役割を果たしています。その中に貯水池を作ったところで、あまり効果はないかと思っています。巨椋池全体で、田んぼがギリギリ保つくらいの水位で凌いできているところです。そこにピークカットをするための調整池を沢山作ったところで効果はあるんでしょうか。他市も調整池で計画しているようですが、そもそも巨椋池という調整池の中に調整池を作ろうとしている状況です。水田であることが一番の調整池なんですけど、当該エリアが地上げすることについて、マクロ的に見て本当に大丈夫なんでしょうか。当然雨水が溢れないように調整池を作るという説明は分かるんですが、今まで巨椋池が全体として役割を果たしてきたことを思うと、懸念が残ります。</p> <p>また、質問ですが、用排水の用水については、現行の水路を使うものとパイプ</p>

<p>米田部長</p>	<p>を埋めるところが出てくると思います。どの辺がパイプになるのか、また、パイプは自然で流れるのかあるいは圧送するのか、更にその維持管理は誰がするのか、巨椋池が行うのか、それともその土地についているということで入ってくる業者が行うのか、その辺を教えてください。</p> <p>調整池というのはピークカットのためなんですけど、もともと田んぼとして持っていた貯水の機能を貯留槽に置き換えるということで、巨椋池土地改良区さんが巨椋池全体で管理されている手法で置き換えできないかとお話をさせていただいているところでございます。その機能をどう置き換えるかということで今検討させていただいております。</p> <p>2つ目についてですが、暫定的にパイプを埋めなければいけない場合も出てくるかもしれません。当然業者さん側が一定の管理をしなければいけないところは出てくると思いますが、本設のものにつきましては、我々の希望としては巨椋池土地改良区さんに管理してもらいたいと考えています。ただ、その辺りも含めて今お話している最中であり、今回お出しした用排水の資料も、あくまで宇治市が機能を回復するためにこういった形が良いのではないかとご提案をさせていただいているものです。もう少し詰めた上で、この機能をどう整備していくのかというところを進めていく必要があると考えております。</p>
<p>水谷推進委員</p>	<p>用水は地形の問題があるので、現状の地形に沿っていくとこういう形になってくるという計画だと思います。そうすると、かなりぐるっと回って行って道路の下とかに入る形となり、農家の方では管理できないと思います。たとえ管理は巨椋池土地改良区が担っていたとしても、農家側に被ってくるのか、業者側に被ってくるのか、負担についてハッキリさせておかないといけません。協議中だと言われても、農業委員会としても判断しないといけないので、できるだけ早めに、次回までに分かるようにしておいてください。</p>
<p>米田部長</p>	<p>暫定的に入れなくてはならないパイプについては、当然農家さん側の負担は考えておりません。本設につきましては、ルートをどこに入れるかというところを協議していく必要があり、それに加えてどちらの管理になるのかというのは整理が要のかなと思っております。極力、将来的に管理がしやすい方法も踏まえて検討はしていきたいと考えています。</p>
<p>水谷推進委員</p>	<p>農業委員会が判断するまでの間に、もう少し詳しく分かるようにしてください。</p> <p>それから、農業生産額が減る分を回復するための農業施策についてですが、こ</p>

の減る分というのは、入り作の人を除いて宇治市民が持っている農地から減少する生産額を算出されているので、そもそも実際よりも少ないです。どうやってそれを補填するのかについて説明いただいたところですが、本当にこれで生産額が増えるのでしょうか。前回仰ったように、稲作では収入が少ないから稲作から畑作に変えたら良いと考えておられるんだらうと思いますし、実際畑作に転換すれば数字はクリアできるかと思います。ですが、巨椋池は米が根幹です。もともと米でやってきていて、米で食べられない人が仕方なく畑にしていっているところです。畑作も大変ではありますが、やっぱり巨椋池の基本は米です。米の値段が安い分、宇治市で稲作が少なくなるのは分かりますけども、米できちんと減る分が増えるという施策がなかったら、巨椋池も保たないと思います。ライスセンターを作っても集落営農というものはありませんから、自分で色彩選別機を買って頑張るか、ミニライスセンター用のグループを作るかという方法がありますが、具体的にグループ作りをやるかとなかなか手間がかかることです。そういう具体的な稲作支援がこの農業施策の中には入っているように思えませんが、どういった風に考えているのか聞かせてください。

齊藤課長

今回、安田町エリア全体で約16haの農地を転用させていただくという形になっております。農地として使えなくなるのはこの約16haですが、我々としては宇治市全体のエリアの農業施策を図って農業生産額を確保し、支えてまいりたいというのが基本的な考え方でございます。

水谷推進委員から話のございました、ライスセンターや色彩選別機が必要ではないかという点につきましては、JAさんとの話の中でも出てまいりました。事業化には至っておりませんが、そういった問題があることは認識しており、検討が必要かなと思っています。ライスセンターにつきましては、大きなライスセンターはなかなか宇治市の規模に合わないとも聞いております。宇治市に合った形はどういったものなのか、ミニライスセンターですと規模が小さくなりますが、現実的にできるのかといったことも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

水谷推進委員

そもそも入り作が多いんです。地域で頑張りますと言っても、地域計画で入れさせてもらおうと思ったら大抵入らないんです。市内の農家しか対象に入らないわけで、そこには入り作の人の意向も、入り作への対策も書いていけませんよね。そんな中で米の収入を増やしていただく、付加価値を付けていただくというようなことを考えたら、宇治市の場合は集落ごとに農地が区切られているわけですが、檜島の農地は檜島の人が、伊勢田の農地は伊勢田の人が持っているわけではありません。だから、国が考えているようなものを作ろうと思っても簡単には

	<p> いかないです。集落単位でもあればグループごとにできますが、そうはいかないのでなかなか厄介です。規模の小さい米農家がミニライスセンターがあれば良いなと思っても、グループ化が難しいです。仰るように簡単に分けてやることはできませんので、宇治や巨椋池の中など、もう少し手を打たないといけません。仕組みも含めて作ってもらわないと、小さな米農家まで支援することはできません。JAに持っていても、どうしても値段が安いです。もう少し具体的に進めないと、稲作中心でやってきた巨椋池を、全部畑作に転換させるような施策では、巨椋池の将来は厳しいです。色んなことが変わってきているのも現実ですし、畑作転換しているところも色々と苦労していますが、それは米で食べていけないから畑をやっているんです。やはり米で食べられるように、巨椋池の中のことを考えて支援していただかないと米は減っていきます。そういったことへの対策がこの資料では見当たりません。色んな支援策がありますが、できるだけ米を残すような対策が見えてきません。徳洲会の時もそうでした。減る分は農業収入が増えるようにやりましょうという話でしたが、結局具体的な対策や成果が見えたわけではありませんでした。もう少し具体的な対策がないといけません。 </p> <p> 地域での話し合いですが、先ほど言ったように周辺農地を持っている人も入り作が多いし、久御山町等隣接農地や周辺農地との調整や話し合いは、宇治市が中心になって話しているんですか。どこが中心になって話しているんですか。普通の開発の調整ならともかく、関係する周辺農地を持っている方々との調整は、宇治市がやっているんですか。 </p> <p> 米田部長 都市計画の地区計画を進める際には、当然権利を持っている方に通知をして説明会をさせていただいております。これに併せて、隣接地をお持ちの方や周辺の方にも自由に参加いただけるような設定をさせていただきますとともに、できるだけ我々としても説明会を公にして、広く周知していただく機会を作った上で開催させていただきました。 </p> <p> 水谷推進委員 隣接農地や周辺農地の所有者には、直接案内していないんですか。 </p> <p> 米田部長 今回の対象の方や、地域にお住まいの方、町内会には通知しております。隣接農地の方に直接の通知はしておりません。 </p> <p> 水谷推進委員 隣接農地の所有者が入り作である可能性はあります。巨椋池周辺に住んでいる人が隣接農地を所有しているとは限りません。町内会に配ったところで、隣接農地や周辺農地をお持ちの方には届きません。用水のこともありますし、隣接及び周辺の農地所有者は町内会とは別に調整が必要じゃないですか。農業委員会への </p>
--	---

	<p>転用許可申請となると、隣接及び周辺農地の所有者との話し合いは前提条件になります。一般的な開発は調整まで必要ないのでしょうが、周りが農地なので町内会に言ったところで近隣農家には伝わりません。そこはちょっと丁寧にしていただかないといけないと思います。</p>
米田部長	<p>説明会については、ホームページや市政だよりでご案内させていただいた上で開催させていただきました。広く周知する方法については、検討させていただきたいと思います。</p>
中林委員	<p>色彩選別機の話が出ましたが、グループで色彩選別機を持ったらその補助にしか使えないし、宝の持ち腐れになります。組合や農協に補助金が回ってきたら公的な場所に置けるので、そこらへんも考えてもらえたらと思います。この間から色彩選別機の話は農協でもしていますが、そうすればちょっとでも質が上がって、施策に挙がっている良質米生産強化の取り組みに当たるのではないのでしょうか。補助を出してもらえる範囲についても狭いと思います。個人とかグループを組んでる農家とか、もうちょっと間口を広げてほしいなと思います。</p>
齊藤課長	<p>やはり多くの方に使っていただける予算、事業展開を図っていかねばならないという風に考えております。今のご意見も参考にさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>今出た要望は、今回の開発がなかったとしても検討しないといけないような要望です。</p> <p>それから用水についてですが、これなら2か所に井戸を掘った方が早くありませんか。南側のエリアはこれだけ広い農地をひとつの井戸で賄っているんですよね。それなら久御山町との境にある北側のところにも、井戸を掘ってしまえば用水はできるんじゃないんですか。その方が早くて安いのではないですか。</p>
米田部長	<p>それも選択肢のひとつかと思っております。そういった課題も含めて協議はしていきたいと思います。</p>
議 長	<p>排水の問題ですが、調整池を作ると色々ありますが、巨椋池全部でポンプ排水していますよね。早く回すと電気代がかかるのかもしれませんが、ある一定の基準にならないとポンプを回さないようになっていきます。この間の雨で田んぼは全部浸かっていますが、それでも巨椋池はポンプを回してくれません。基準があって、それ以上水位が上がらないとポンプを回さないと聞いています。この間の</p>

	<p>雨でもそうですが、毎回うちの田んぼは浸かっています。基準に到達しなくても回してくれたら、解決すると思うんです。排水対策についてどうこう言うよりも、そういった要望を先にしたほうが早いのではないかと考えています。</p>
<p>米田部長</p>	<p>我々としても、早く排水すれば早く水位が下がるのではないかなという思いがあり、過去からお話はさせてもらっていたんですが、やはり巨椋池は勾配がないので、最後ポンプのところの池からかい出しても次の水がすぐに流れて来なくなって、ポンプが空回りをするような感じになってしまうということでした。やはり一定の水位になったときに引っ張ってこない、なかなかうまく流れないと聞いております。</p>
<p>議 長</p>	<p>空になったら止めたら良いんじゃないですか。</p>
<p>米田部長</p>	<p>要はこの貯水機能を、調整池を作ってそこに置き換えられないかということで、今計算をさせていただいているところです。巨椋池全体の計算の手法に合わせて、巨椋池土地改良区さんとは協議をさせていただいております。我々も会長が仰るとおりもうちょっとどうにかならないかと思ったんですが、なかなか難しいとは聞いております。</p>
<p>議 長</p>	<p>何回言っても難しい、難しいと言われますが、毎回、毎年浸かっているんです。</p>
<p>米田部長</p>	<p>なかなかすぐに水が流れて来ないとは仰います。</p>
<p>山本委員</p>	<p>時期の問題なんです、先ほどの用排水の話によりますとまず先にものづくりエリアのB地区をやって、その後にA地区に入るというご説明だったと思います。A地区とB地区で着工にタイムラグがありますが、B地区は早く取り掛かるから今年は田植えしてもらっても取れませんが、A地区はちょっと余裕があるから今年田植えしてもらってもよろしいですよ、収穫もできますといった差異ができるのか教えてください。</p>
<p>齊藤課長</p>	<p>山本委員が仰ったように、まずものづくりエリア、B地区について先に農用地区域からの除外に向けた照会をさせていただいているところです。ものづくりエリアにつきましては、今年度中に農用地区域からの除外から地区計画の策定まで進めていきたいと思っております、順当にいけば来年度には農地転用許可や開発許可の審議となる予定です。来年度中に造成工事まで見据えておりますので、B地区の作付けは一応今年度が最後ということをお願いをしているところでござ</p>

	<p>ざいます。</p> <p>A地区、物流エリアにつきましては、今はまだ何軒か同意をいただいていないところがございますので、ものづくりエリアが先行しているところではございません。我々の目標としては、令和6年度分の作付けまではできる形で、7年度以降に手続きを進めていけるようなスケジュールを検討しているところでございます。</p>
多羅尾委員	<p>隣接農地の所有者に直接連絡がいかないということですが、境界部分について擁壁等をされるんですよね。そこは調整ギリギリまで工事をされるんですか。それとも何とかして緩衝地帯を設けられるんでしょうか。</p>
米田部長	<p>どういった工程にするのか詳細なところはまだ決まっていらないんですが、境界を確定するという作業も出てきますし、開発許可を取ろうと思ったら擁壁が相当であったりとかそういうところまで全部示した上で許可を下ろしていく必要があります。その段階で具体的なことはご相談させていただきたいと思っております。ただ、基本的には北側のところには公園を配置したり、周辺を道路で囲む、あるいは川で囲むといった形で、隣接土地と直に接する面は極力少なくしようと計画しているところでございます。一部北側のエリアには隣接する場所も出てきますので、そういったところには今のご意見にもあったような対策が必要だと思っております。</p>
多羅尾委員	<p>田んぼの際にそびえ立つような擁壁が建てば、当然作業もやりづらくなるかと思えます。その辺は例えば法面ですとか、考慮してもらえたらと思えます。</p>
米田部長	<p>当然先ほどの水路の機能復旧と併せて、農道の復旧もしていかなければならないと思っておりますので、そういったことも今いただいたご意見を踏まえてさせていただきたいと思っております。</p>
中林委員	<p>久御山町の固まった残地がありますが、これは将来的にどうなるんですか。</p>
米田部長	<p>宇治市としましては、この部分も同じタイミングでやっていきたいという思いはございました。将来的には同様に手続きをされるものと聞いております。ただ、今のところ久御山町さんはまだ検討されていて、同じタイミングで協議が整わなかったということです。宇治市としては、この事業に引き続いて久御山町と協力して進められたらという風に考えております。</p>

<p>議 長</p>	<p>色々と委員から要望等がありましたが、それは本議案があるからやらないといけないものではありません。もし今回の件がなかったとしても、宇治市として農業振興をやっていただかないといけないという気持ちは皆あります。昨年よりも倍近い予算を組んでくださったようですし、どうぞ引き続き各農家に循環できるような施策を実現していただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>他にご質問等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、本日については質疑を終了し、継続審議としたいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって、本日の「第2号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」は継続審議といたします。</p> <p>宇治市の説明員の方はご退室願います。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">= 宇治市説明員、退室 =</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、露天駐車場13台分を整備するための転用で、雨水については南側及び東側側溝へ排水される予定です。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いた</p>

します。どうもご苦労様でした。

(午後2時30分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____